

## **令和8年度被保護高齢者訪問・サポート強化事業 提案競技実施要領**

被保護高齢者訪問・サポート強化事業を委託する民間事業者の選定を提案競技により実施するもの。

### **1 事業名称**

令和8年度被保護高齢者訪問・サポート強化事業

### **2 事業目的**

生活保護を受給している高齢者保護世帯に対し、生活支援相談員が居宅を訪問し、生活状況の把握や安否確認、福祉ニーズの把握と利用支援、社会的孤立の防止など、支援対象者世帯の日常生活・社会生活の自立を促し、世帯が地域の中で孤立せず、安心して暮らせるようにすることを目的とする。

### **3 実施期間**

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

なお、令和8年度以降は、当該契約期間において契約内容が誠実に履行され、実績が認められる場合は、1年毎に契約を更新することとし、令和11年3月31日を終期とする。

### **4 総事業費**

東区・博多区・中央区・南区・城南区・早良区・西区 各18,920,000円

注) 委託費の上限は消費税及び地方消費税を含む。

### **5 委託業務内容**

別紙「被保護高齢者訪問・サポート強化事業実施要領」及び「令和8年度 被保護高齢者訪問・サポート強化事業業務委託 委託仕様書」のとおり

### **6 この提案競技に参加する者に必要な資格**

提案競技の参加要件は、以下のすべてを満たしていること。

(1) 本事業の趣旨を十分に理解し、適切、公正、中立、かつ、効果的に委託業務を実施できること。

(2) 社会福祉法人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人又は特定非営利活動法人その他の本市が適当と認める法人（株式会社等を含む。）であること。

なお、上記の者を対象とした複数の者による共同事業体でも可とする。共同事業体により提案競技に参加する場合は、代表者（他の者は構成員とする。）を定め、代表者の出資比

率は構成員中最大であること及び共同事業体内の責任分担を明確にすること。

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当するものではないこと。
- (4) 提案競技の募集の公示日から第1位優先交渉事業者決定の日（第1位優先交渉事業者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者ではないこと。
- ※ 措置要領が掲示されているホームページアドレス  
<http://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/index.html>
- (5) 提案競技の募集の公示日から第1位優先交渉事業者決定の日（第1位優先交渉事業者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、その後、更生手続終結の決定がなされた場合を除く。）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定がなされ、その後、再生手続終結の決定がなされた場合を除く。）、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者、会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者又は手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者ではないこと。
- (7) 市町村税を滞納していない者であること。
- (8) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

※ 第1位優先交渉事業者に決定された後、契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類若しくは電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明したときは、契約の相手方としないことがある。

## 7 スケジュール

質疑書の受付期間	令和8年12月22日（月）から1月8日（木）午後5時まで
質疑書への回答 ※	令和8年1月16日（金） ※市HPに掲載
参加申込書提出期間	令和8年1月19日（月）から1月23日（金）午後5時まで
企画提案書提出期間	令和8年1月26日（月）から2月3日（火）午後5時まで
提案競技参加辞退届の提出期限	令和8年2月3日（火）午後5時まで
プレゼンテーション及び審査 ※	令和8年2月12日（木）※時間調整中
選定結果通知	令和8年2月18日（水）までに通知
優先交渉辞退届の提出期限	通知を受けた日の翌日まで

## **8 委託内容及び提案競技に関する質問の受付**

本件について、委託説明会は実施しないため、本要領及び仕様書等を熟読のうえ、質問事項があれば質疑書を提出すること。

提出書類：質疑書（様式第1号）

提出期限：令和8年1月8日（木曜日） 午後5時まで（必着）

提出方法：持参、郵送又は電子メール

提出先：福岡市福祉局生活福祉部保護課

（FAX：092-711-4232 電子メール：hogo.PWB@city.fukuoka.lg.jp）

回答方法：福岡市福祉局生活福祉部保護課及び福岡市ホームページに1月16日（金曜日）までに公表する。

## **9 参加申込**

本提案競技に参加を希望する事業者は、参加資格を確認し、下記のとおり提出すること。

### **(1) 提出書類**

ア 提案競技参加申込書（様式第2号）

イ 登記事項（全部）証明書

注1) 法務局が発行した「現在事項全部証明書」又は「履歴事項全部証明書」を提出すること。一般財団法人民事法務協会の「登記情報提供サービス」によるものは不可とする。

注2) 役員全員の氏名が記載されていることを確認すること。

ウ 市町村税を滞納していないことの証明書

注1) 福岡市内に主たる事務所（本店）・従たる事務所（営業所）等を有する者については、福岡市が発行する納税証明のうち、「市税に係る徴収金（本税及び延滞金等）に滞納が無いことの証明」がなされているものを提出すること。

注2) 福岡市内に主たる事務所・従たる事務所等を有しない者については、所在地の市区町村が発行する証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

エ 消費税及び地方消費税の納税証明書

注1) 主たる事務所の所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

注2) 証明書の種類は「納税証明書（その3）」、「その3の2」又は「その3の3」とすること。

オ 委任状（様式第3号）

注1) この提案競技に係る本市との取引及びその後の手続きを代理人（従たる事務所の長等）に行わせる場合は委任状を作成し提出すること。

注2) 委任状の委任事項については、削除することはできない。

**力 誓約書（様式第4号）**

注) 主たる事務所の所在地、商号又は名称及び代表者の役職名並びに氏名を記入すること。また、印鑑は実印を使用すること。

**キ 役員名簿（様式第5号）**

注1) 代表者及び役員（工の委任状を提出する場合は代理人を含む。）の氏名、読み仮名及び生年月日を記入すること。

注2) 役員とは、社会福祉法人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人の理事又は株式会社等の取締役等をいう。監査役、監事、事務局長は含まない。

注3) この情報は、福岡市の事務事業から暴力団等を排除するために、福岡県警察本部に照会するために使用する。

**ク 直近2年分の財務諸表の写し**

注) 貸借対照表、正味財産増減計算書（損益計算書）、収支計算書、財産目録など（法令上作成義務のないものを除く。）の写しを提出すること。

**ケ 共同事業体協定書（様式第6号）**

注) 共同事業体で応募する場合のみ提出すること。

**コ 共同事業体連絡先一覧（様式第7号）**

注) 共同事業体で応募する場合のみ提出すること。

**サ 法人の事業内容が分かる書類・パンフレット等**

シ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会から使用を許諾されたプライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム認証（ISO/IEC 27001）を取得している場合は、それを証する書類の写し

**※提出における留意事項**

- ①上記イ～エについては、提出日前3か月以内に発行された原本（コピー等は不可）を提出すること。
- ②共同事業体で応募する場合は、下記イ～ク、サ及びシについて、代表者及びすべての構成員の書類を提出すること。
- ③「令和7年度福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」に登載されている者又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、かつ、当該登載の有効期間内にこの提案競技の募集の公示日が含まれている者にあっては、上記イ～クの提出を免除する。
- ④履行場所（福祉事務所）が異なる複数の提案競技に参加する場合は、上記アを除く書類の提出を免除する。ただし、提案競技ごとに異なる企画提案書を提出する場合は、企画提案書は提出すること。

## (2) 提出期間・方法

### 【提出書類ア及びキについて】

令和8年1月19日（月）から1月23日（金）までに、「18 問い合わせ先」へ持参又は郵送すること。

※受付は市役所開庁日の午前9時から午後5時まで

### 【提出書類イ～カ及びク～シについて】

令和8年1月26日（月）から2月3日（火）までに、「18 問い合わせ先」へ持参又は郵送すること。

※受付は市役所開庁日の午前9時から午後5時まで

※ 郵送する場合は、配達記録が残る次の方法により行うこと。

ア 郵便局による一般書留、簡易書留又はレターパックプラス（レターパックライトは不可）

イ 総務省の認可を受けた信書便事業者が行う信書便で、かつ、本市の受領印又は署名により確実に届いたことが証明できるもの

## 10 参加辞退

提案競技参加申込後に、参加を辞退する場合は、令和8年2月10日（火）午後5時までに、「提案競技参加辞退届」（様式第9号）を「18 問い合わせ先」（1）へ持参のうえ、提出すること。

## 11 企画提案書

### (1) 提出書類

下記①、②を綴じて提出すること。また、全体にわたって参加事業者名がわからないようにすること。

#### ① 企画提案書

様式及び体裁等は以下の通りとする。

ア 様式：A4判、横書き

縦型、横型のいずれでも可。カラー、白黒いずれでも可。

イ 枚数：10ページ以内（表紙、裏表紙を含み、両面印刷とすること。）

ウ 表紙には、表題「令和8年度被保護高齢者訪問・サポート強化事業業務委託 企画提案書」

と記載し、事前に電子メールでお知らせする提案者番号（甲社、乙社など）を右上に記載すること。

#### ② 見積書（事業者名、押印なし）

業務ごとの積算内訳を記載すること。

(2) 提出部数

8部

※この8部とは別に、「企画提案書」は表紙に事業者名を記載したもの、「見積書」は事業者名を記載し代表者印を押印したものを各1部提出すること。

(3) 提出期間・方法

令和8年1月26日（月）から2月3日（火）午後5時までに、「18 問い合わせ先」へ持参すること。

(4) その他

- ① 提出された企画書提案書等は委託事業者の選定のみに使用する。
- ② 企画提案書作成に要した費用、その他参加に要した経費等については応募者負担とする。
- ③ 提出された企画提案書等は返却しない。
- ④ 本市が必要と認める時は、追加書類の提出や説明を求める場合がある。
- ⑤ 応募関係書類は、法的に本事業の契約当事者となりうる者の名義で提出すること。

注) 履行場所（福祉事務所）が異なる複数の提案競技に参加し、同一の企画提案書を使用する場合は、企画提案書に代わって企画提案申出書（様式第8号）を1部提出すること。

## 12 提案競技の実施

(1) 日時 令和8

年2月12日（木曜日）（詳細な時間は別途通知する。）

(2) 場所 福岡市市民福祉プラザ（ふくふくプラザ） 401研修室

福岡市中央区荒戸三丁目3番39号

(3) 実施方法

- ・ 説明資料は企画提案書のみとし、スクリーン、プロジェクターの使用は認めない。
- ・ 提案時間は30分以内（提案説明は20分、質疑応答は10分以内）とする。
- ・ 提案説明者は2名以内とする。
- ・ 福岡市福祉局生活福祉部保護課が同時期に実施する、履行場所（福祉事務所）が異なる複数の提案競技に参加する場合において、企画提案書の内容が同一であるものについては、提案競技を省略することがある。

## 13 選定方法

### (1) 評価項目及び評価基準

評価項目		評価基準	配点
1	実施方針 (基本コンセプト)	事業実施に対する姿勢及び業務内容の理解があるか。	5
2	支援対象世帯宅への訪問、来所、電話対応を行うにあたっての工夫点	支援対象世帯宅への訪問、来所、電話対応を行うにあたっての工夫点について、適切な内容となっているか。	15
3	訪問、来所、電話対応における相談内容への助言等を行うにあたっての工夫点	訪問、来所、電話対応における相談内容への助言や、「自立した居宅生活の支援」に向けた介護予防等の視点での助言を行うにあたっての工夫点は、適切な内容となっているか。	25
4	事実確認、補助記録の作成を行うにあたっての工夫点	事実確認、補助記録の作成を行うにあたっての工夫点は、適切な内容となっているか。	10
5	執行体制について	実際に業務を行うスタッフの実務者数、職種経験年数、知識技術向上の取組、研修体制、雇用形態内容等はどうなっているか。	10
	管理体制について	業務管理体制は十分か。また、従事者を育成できる体制となっているか。	5
	市・福祉事務所との推進体制について	事業所を本市に設けるなど、市・福祉事務所との連絡体制及び連携体制は十分か。	10
	個人情報保護	個人情報保護の取組み・体制は十分か。	5
6	実績	社会福祉事業等（特に高齢者に対する介護等の事業）の業務実績は十分か。	10
7	提案金額	提案金額の妥当性及び経済性はどうか。	5
合計			100

### (2) 選定委員

福岡市があらかじめ組織する「被保護高齢者訪問・サポート強化事業 業者選定委員会」にて行う。

### (3) 優先交渉事業者選定方法

提出書類と提案競技により審査を行い、総合評価点の最高得点者を本委託業務に適した第1位優先交渉事業者とし、それ以外の者は、総合評価点が高い順番に対応した優先交渉の順位とする。

なお、総合評価点の同じ者が2者以上あるときは、各評価委員の選定項目2及び3の点数

の合計が高い事業者を上位と決定するものとする。

## 14 結果の通知

提案競技の審査の結果については、令和8年2月24日（火曜日）までに、提案競技を行ったすべての者に対して下記の内容を通知する。

- ・自己の総合評価点
- ・第1位優先交渉事業者及び第2位優先交渉事業者の商号又は名称及び総合評価点

## 15 優先交渉事業者決定後の手続き

### （1）仕様書等の協議

13(3)により第1位優先交渉事業者となった者と、企画提案書の内容をもとに最終的な仕様等を決める協議（提出された企画提案書の内容は仕様書から除くことはできない。）を行うものとする。

なお、第1位優先交渉事業者となったことで、履行場所（福祉事務所）が異なる他の案件の優先交渉を辞退する場合は、14により通知を受けた日の翌日までに優先交渉辞退届（様式第10号）を福岡市福祉局保護課に持参により提出すること。この場合において、提出した後の辞退の取消又は撤回は認めない。

### （2）契約手続き

15(1)による協議の結果、契約内容詳細について合意に達した場合は、業務委託契約の締結に向けた手続きを行うものとする。

なお、業務委託契約の手続きにおいては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の16の規定による契約保証金の納付が必要となることがある。

### （3）協議不調の場合の取扱い

第1位優先交渉事業者との協議において契約締結に至らない場合は、第2位優先交渉事業者となった者（第2位優先交渉事業者と契約締結に至らない場合は、その次点の者）と15(1)及び(2)の手続きを行うものとする。この場合において、優先交渉の辞退は、福岡市福祉局保護課から協議を行う旨の連絡を受けた日の翌日までにすること。

## 16 失格要件

次のいずれかに該当するときは、失格とする。また、(4)に該当するときは、履行場所（福祉事務所）が異なる他の提案競技についても失格とする。

- (1) 仕様書を満たさない提案又は法令に反する提案を行ったとき
- (2) 提出書類に不備があったとき
- (3) 契約手続きに向けた必要な手続きを行わないとき
- (4) 選定委員等に対する不当な行為が認められたとき

## **17 留意事項**

- (1) 提案競技の参加等に係る一切の費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 交付した一切の書類は、他の目的のために使用することを禁止する。
- (3) 提案競技及び契約に用いる言語は、商号又は名称、商標等の固有名詞を除き日本語とし、通貨は円とする。また、日時は日本国標準時とし、単位は計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- (4) 提出された企画提案書、証明書等の一切の書類は返却しない。
- (5) 提出された企画提案書の内容は、契約を締結した場合において提案した者が履行できること。
- (6) 本実施要領に定めのない事項については、福岡市福祉局生活福祉部保護課において定めるものとする。
- (7) 契約の締結は、本事業にかかる令和8年度予算が成立することを条件とする。

## **18 問い合わせ先**

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1 福岡市役所 12階

福岡市福祉局生活福祉部保護課

担当：小林、安恒

電話：092-711-4231 FAX：092-711-4232

Email：hogo.PWB@city.fukuoka.lg.jp